様式第9号（第11条関係）

第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

改造命令書

下水道法第11条の３第３項の規定によりあなたの所有する下記家屋に設けられているくみ取便所を　　　　年　　月　　日までに水洗便所に改造することを命ずる。

記

以上

家屋所在地

この命令に対して不服がある場合には、行政不服審査法第18条第１項の規定に基づき、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に丸亀市長に対して書面で審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、丸亀市を被告として提起することができます。

※　この命令に違反した場合には、下水道法第48条の規定により30万円以下の罰金に処せられることがあります。